

## 香美市体育施設 使用上の注意

次の事項を守ってください。

なお、違反する行為があったと認められる場合は、以後の使用を許可しないことがあります。

- (1) 屋内は土足禁止とする。上履き下履きの区別を明確にすること。
- (2) 屋内は禁煙（ただし学校施設使用の場合は敷地内禁煙）とする。
- (3) 火器類の使用を禁止する。
- (4) 駐車スペース以外への駐車を禁止する。
- (5) 貴重品は各自の責任において保管するものとし、紛失、盗難等にかかり他の人に“いやな”思いをさせないように互いに気をつけること。
- (6) 施設及び器具等を破損した場合は、直ちに教育委員会に連絡し、その指示に従うこと。
- (7) 使用後は、必ず清掃（モップ掛け・グラウンド整備等）をおこない、ゴミ等は、持ち帰ること。使用器具等は所定の場所に整理して収納すること。←次に使用する団体のことを考え、チームメイトへも周知徹底してください。
- (8) 使用後は、必ず消灯・施錠確認をおこない、使用日誌がある場合は、必ず必要事項を記入すること。
- (9) 貸与された鍵は、責任者を決めて厳重に管理すること。合鍵の作製は、認めない。
- (10) 使用後は、速やかに使用報告書を作成し、使用料を添えて教育委員会に提出すること。
- (11) 定期的に使用する団体等については、毎月末締めにて使用報告書の作成及び使用料の積算をおこない翌月 5 日までに使用料を添えて教育委員会に提出すること。